

公益財団法人青森県体育協会 青森県スポーツ奨励賞授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県大会において優秀な成績を収めた者に対し、その栄誉を讃え青森県スポーツ奨励賞（以下「奨励賞」という。）を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

(奨励賞の授与)

第2条 授与は県大会、において優秀な成績を収め、他の模範となる者に対して公益財団法人青森県体育協会会長（以下「会長」という。）が行う。

(授与の基準)

第3条 授与は次の各号に該当する個人に対し行う。

- (1) 青森県に居住する者又は県外の大学に在学する青森県出身者とする。
- (2) 基本人員に基づく推薦とし、競技団体は別表第1号の基本人員数以内で推薦することとする。
- (3) 県大会において1位程度の成績の者とする。
- (4) その他前号に掲げるものと同等の成績があったと認められる者とする。
- (5) なお、その年に青森県スポーツ賞、青森県特別優秀選手賞、青森県優秀選手賞を受賞した者は除く。又、同賞で該当から外れた者で奨励賞に該当する場合は選考の対象とする。

(推薦の方法)

第4条 各加盟競技団体は、第3条の各号に該当するものがあるときは、推薦書（別記様式）により会長に推薦するものとする。

(被授与者の決定)

第5条 会長は、各加盟競技団体から推薦された者について、青森県体育協会総務委員会（以下「総務委員会」という。）の意見を聞き被授与者を決定する。

(授与の方法)

第6条 授与は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(授与の時期)

第7条 授与は、毎年1月に行うものとする。

(奨励賞の取消)

第8条 奨励賞受賞者に、受賞者として相応しくない行為があった場合、会長は総務委員会の意見を聞き授与を取消、受賞者名簿から抹消することがある。

(施行事項)

第9条 この規程に定められたものの他、奨励賞の授与についての必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成2年11月7日より施行する。

附則

この規程は、公益財団法人青森県体育協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年10月10日より施行する。

附則

この規程は、平成27年3月20日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

別 表

第1号 授与規程第3条第2号の基本人員数は次のとおりとする。

NO	体協加盟団体名	基本人員	NO	体協加盟団体名	基本人員
1	スキー	4名	31	剣道	4名
2	スケート	4名	32	ラグビーフットボール	2名
3	アイスホッケー	2名	33	山岳	4名
4	水泳	4名	34	クレール射撃	2名
5	ボート	4名	35	銃剣道	2名
6	セーリング	4名	36	アーチェリー	4名
7	カヌー	4名	37	空手道	4名
8	陸上競技	4名	38	なぎなた	2名
9	サッカー	3名	39	ボウリング	4名
10	テニス	4名	40	少林寺拳法	2名
11	ホッケー	4名	41	躰道	2名
12	ボクシング	2名	42	トランポリン	2名
13	バレーボール	4名	43	ゴルフ	3名
14	体操	4名	44	ゲートボール	2名
15	バスケットボール	4名	45	バイアスロン	2名
16	レスリング	2名	46	合気道	2名
17	ウエイトリフティング	2名	47	武術太極拳	2名
18	ハンドボール	4名	48	綱引	2名
19	自転車競技	2名	49	ボールルームダンス	2名
20	ソフトテニス	4名	50	グラウンドゴルフ	2名
21	卓球	4名	51	カーリング	2名
22	軟式野球	2名	52	ユニバーサルホッケー	2名
23	相撲	2名	53	トライアスロン	2名
24	馬術	3名	54	バウンドテニス	2名
25	柔道	4名	55	ダンススポーツ	2名
26	ソフトボール	4名	56	ウォーキング	2名
27	フェンシング	4名	57	パークゴルフ	2名
28	バドミントン	4名	58	エアロビック	2名
29	弓道	4名			
30	ライフル射撃	4名			

※基本的には、国体競技は種別数を基本人員とし、その他の競技は基本人員を2名とする。

(別記様式)

平成 年青森県スポーツ奨励賞推薦書

No.	種別	氏名	勤務先又は学校名	大会名及び成績
1				
2				
3				
4				

上記の者を候補者として推薦します。

平成 年 月 日

競技団体名

会 長

印